

中小企業組合等支援施策情報

本号では、平成27年度の国及び秋田県の中小企業支援施策(融資制度・補助事業)の一部をご紹介します。

【国・秋田県の融資制度】

■国：経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付)

原材料やエネルギーコスト高などの影響を受けて資金繰りに困難を来している中小企業・小規模事業者を対象に、商工組合中央金庫及び日本政策金融公庫等が低利融資を行います。

貸付限度額	①商工組合中央金庫 7億2,000万円 ②日本政策金融公庫 7億2,000万円(中小企業事業) 4,800万円(国民生活事業)
貸付利率	①商工組合中央金庫 所定利率 (運転資金については、一定の要件に該当する場合は利子補給有り) ②日本政策金融公庫 基準利率 (運転資金については、一定の要件に該当する場合は利率引下げ有り)
貸付期間	設備資金 15年以内、運転資金 8年以内(ともに据置期間3年以内)

【お問い合わせ先】

商工組合中央金庫秋田支店 ☎018-833-8531

日本政策金融公庫秋田支店 ☎018-832-5511(中小企業事業) ☎018-832-5641(国民生活事業)

■秋田県：中小企業振興資金(一般資金)・新事業展開資金(事業承継資金)

<中小企業振興資金(一般資金)>

県内中小企業者の健全な発展と経営の安定を図るため、事業資金を融資します。

	固定金利	変動金利
貸付限度額	合計で1億円	
貸付期間	設備資金 10年以内 (据置期間2年以内を含む) 運転資金 7年以内 (据置期間1年以内を含む)	設備資金 15年以内 (据置期間2年以内を含む) 運転資金 10年以内 (据置期間1年以内を含む)
貸付利率	年2.35% (セーフティネット保証第1号～第6号利用の場合は2.15%)	年2.10%(※) (セーフティネット保証第1号～第6号利用の場合は1.9%)
保証料	年1.55%以下(セーフティネット保証第1号～第6号利用の場合は0.88%)	
担保・保証人	法人は代表者、個人は不要。必要に応じて物的担保を求めます。	

※変動金利の利率は、金融機関により年利率、融資後の変動幅、変更時期が異なります。

<新事業展開資金(事業承継資金)>

事業承継を行う中小企業者に、事業資金を融資します。

貸付限度額	1億円 (事業承継により経営等に支障が生じていることについて、経済産業大臣から認定を受けた中小企業者(中小企業経営承継円滑化法12条)は、別枠で1億円)
貸付期間	10年以内(据置期間3年以内を含む)
貸付利率	年1.95% (秋田県事業引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関から事業承継に係る支援を受けている方、もしくは知事が認める後継者育成塾等の修了者は年1.80%、セーフティネット保証第1号～第6号利用の場合は年1.75%)
保証料	年0.6%以下(セーフティネット保証第1号～第6号利用の場合は年0.7%)
担保・保証人	法人は代表者、個人は不要。必要に応じて担保を求めます。 但し、2,000万円以内の利用の場合には、原則として本資金によって取得した資産を除き、担保として求めません。

【お問い合わせ先】

取扱金融機関(県内に本支店を有する普通銀行、商工中金、県内信用金庫、秋田県信用組合)

公益財団法人あきた企業活性化センター 総合相談担当 ☎018-860-5610

秋田県産業労働部 産業政策課 団体・金融班 ☎018-860-2215

【国・秋田県の補助事業】

■国：地域商業自立促進事業

商店街等における「地域資源活用」や「外国人対応」、「少子・高齢化対応」、「創業支援」、「地域交流」の分野に係る新たな取組を支援します。

補助対象者	(1) 商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織 (2) 法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり財産の管理等を適正に行うことができるもの (3) 上記(1)(2)に類する組織
補助率	3分の2以内
補助金額	自立促進調査分析事業 上限額：500万円 下限額：100万円 自立促進支援事業 上限額：5億円 下限額：100万円
募集締切	平成27年6月29日(月)

【お問い合わせ先】 東北経済産業局 産業部 商業・流通サービス産業課 ☎022-221-4914

■国：地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金

～最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業(A類型)～

地域の工場やオフィス、店舗等において、エネルギー削減効果が確認できる最新モデルの省エネルギー機器等を導入する事業者に対し、導入機器等の費用の一部を補助します。

補助対象者	以下の全ての要件を満たす事業者 (1) 事業活動を営んでいる法人及び個人事業主 (2) 原則、本事業により新たに補助対象機器等を設置・所有しようとする事業者 (3) 補助事業の遂行能力を有し、法定耐用年数の間、導入機器等を継続的に維持運用できること (4) 導入した補助対象機器等に関する使用状況等に関する調査に協力できること
補助率	中小企業者(個人事業主・小規模事業者含む)またはエネルギー多消費企業：2分の1以内 その他事業所：3分の1以内
補助金額	上限額：1億5,000万円 下限額：50万円
募集締切	平成27年12月11日(金)※予算額に達し次第、募集を終了します。

【お問い合わせ先】 一般社団法人環境共創イニシアチブ ☎0570-001-290

■秋田県：がんばる中小企業応援事業

意欲を持って自社の競争力の強化を図ろうとする県内中小企業を「がんばる中小企業」に認定し、その企業が行う取組をソフト・ハード両面から支援します。

補助対象者	県内に事業所を有し「がんばる中小企業」の認定を受けた中小企業
補助対象経費	事業計画に基づき実施する取組に要する経費 (人材育成、専門家活用、機械器具等の導入、その他取組に必要な経費) ※生産設備の導入については、雇用の維持を要件とします。
補助率	3分の1以内(小規模事業者、ベンチャー企業は2分の1以内)
補助金額	上限額：1,000万円(製造業) 上限額：500万円(非製造業)
募集締切	平成27年5月22日(金)

【お問い合わせ先】 秋田県産業労働部 地域産業振興課 地域産業活性化班 ☎018-860-2231

■秋田県：サービス産業ビジネス展開支援事業

地域の課題やニーズに対応し、今後成長が見込まれるサービス産業を支援します。

補助対象者	県内に事業所を有するサービス産業を営む中小企業(個人事業者を含む)
補助対象経費	公募事業の実施に必要な経費 (広告宣伝費、通信運搬費、需用費、備品購入費、機器リース費、雑役務費 等)
補助率	2分の1以内
補助金額	上限額：100万円(製造業)
募集締切	平成27年10月30日(金) ※予算額に達し次第、募集を終了します。

【お問い合わせ先】 秋田県産業労働部 商業貿易課 商業・創業支援班 ☎018-860-2244